



東駿河湾広域都市計画千本地区土地区画整理事業完了式を行います

要 旨

昭和34年から「都市改造型土地区画整理事業」として実施してきました「東駿河湾広域都市計画千本地区土地区画整理事業」は、令和6年5月末をもってすべての清算金の交付徴収を終え、9月議会にて施行条例を廃止し、事業に関連する事務がすべて完了しました。

事業の完了を記念して、区画整理区域内の地権者等の代表者で構成されていた「千本地区土地区画整理審議会」の会長をお招きして、下記のとおり完了式を開催します。

概 要

- 日 時 令和6年10月29日（火） 11時～11時30分
- 場 所 沼津市役所 4階 特別応接室
- 参 加 者 沼津市：頼重市長、吉澤副市長
千本地区土地区画整理審議会：^{うた}轉会長
※千本地区土地区画整理審議会は、令和4年1月末にその役目を終えて廃止しており、審議会名・役職は当時のものとなります。
- 内 容 ①市長挨拶
②完了記念盾授与
③記念撮影
④懇談

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 建築住宅局 市街地整備課
直通：055-934-4765



東駿河湾広域都市計画千本地区土地区画整理事業について

1. 事業の概要

・戦後間もなく策定された「戦災復興土地区画整理事業」の一環として実施されることになっていたが、事業費や実施体制等の制約から大幅に遅延したため、昭和34年に戦災復興土地区画整理事業から切り離し、新たに都市計画決定し「都市改造型土地区画整理事業」として施行。

・施行面積は、約46.0として、市道工区・下河原工区・千本工区の3工区として事業に着手。千本工区については令和3年度に事業廃止となった。

工区	市道工区	下河原工区
施行面積	14.43 ha	19.67 ha
減歩率	24.06 %	17.76 %
事業費	733,145千円	9,887,849千円
事業施行期間	S35～H9年度	S45～R6年度
換地処分公告	平成9年4月11日	令和3年10月8日

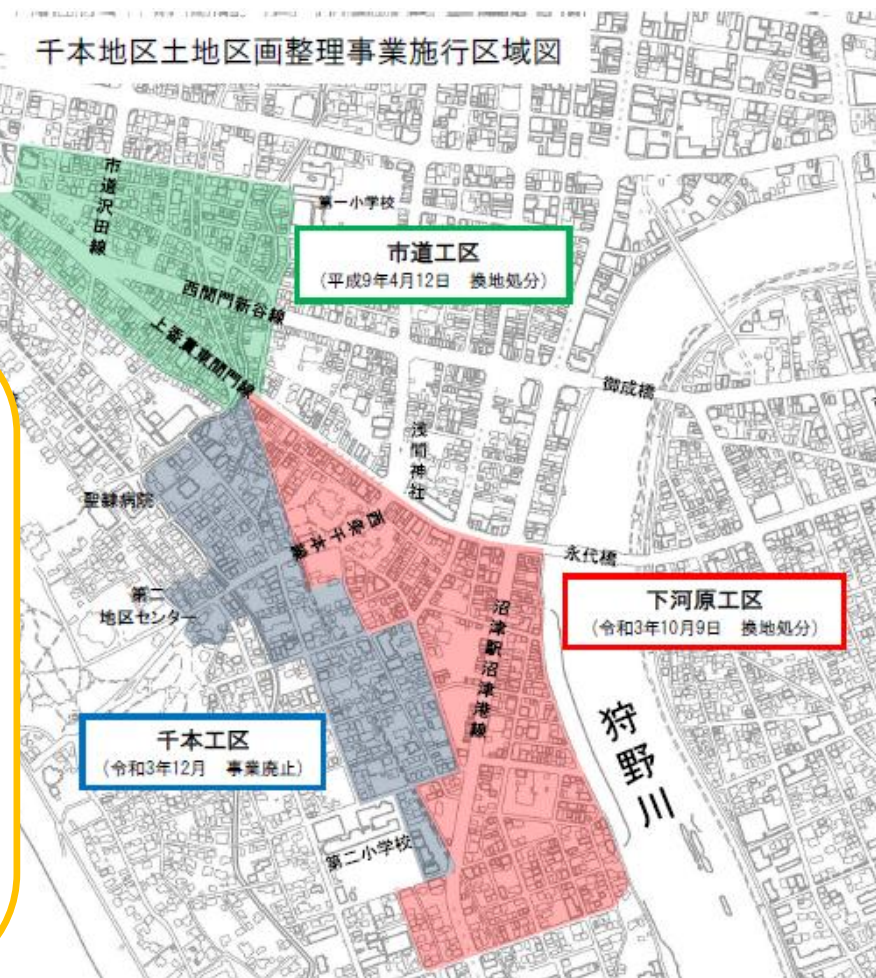
2. 事業の目的

・当地区は、沼津港の改築に伴い、県東部の商業中心地として物資の集散が増加し、これに必要となる幹線道路や区画道路の新設拡幅とともに土地利用を図り、復興事業と相まった都市経営の合理化を図るため土地区画整理事業による街づくりを進める。

3. 事業のあゆみ

	市道工区	下河原工区	千本工区
昭和34年度		都市計画決定	
昭和36年度	事業認可		
昭和44年度	事業概成		
昭和45年度		事業認可	
平成9年度	換地処分		
平成14年度	清算金事務完了		
平成21年度		事業概成	
令和元～2年度			「都市計画道路の整備方針」において(都)蛇松線を廃止路線として整理事業廃止に向けた地元調整
令和3年度		換地処分	事業計画変更認可(事業廃止)
令和6年度		清算金事務完了	

千本地区土地区画整理事業施行区域図



4. 市道工区

- ・昭和36年に着手し、昭和44年度に概成した。
- ・町界・町名の変更について、地元調整が長期化し換地処分までに日時を要したが、平成9年4月12日に換地処分を行った。
- ・平成14年度をもって清算金徴収交付事務が完了した。



(都) 西間門新谷線



(都) 市道沢田線



(都) 西間門新谷線



市道公園

5. 下河原工区

- ・昭和45年度から着手し、平成21年度に概成した。
- ・市道工区と同様に町界・町名の変更について、地元調整に時間を要した。令和3年10月9日に換地処分を行った。
- ・令和4年度から清算金徴収交付事務を開始し、令和6年5月末をもって清算金徴収交付事務が完了した。



(都) 沼津駅沼津港線



(都) 西条千本線



下河原2号公園

6. 千本工区

- ・令和元年度に策定された「沼津市都市計画道路の整備方針」において、主な事業目的であった(都)西条千本線の一部や(都)蛇松線が、廃止路線として整理された。
- ・工区内の都市計画道路の廃止や取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、令和元～2年度に地元説明会やアンケート調査を行って権利者等の意見を伺った上で事業の必要性について検証した。
- ・沼津市事業評価監視委員会の意見を踏まえ、令和3年度に事業廃止の方針を決定。
- ・令和3年12月に事業廃止に係る事業計画変更が認可され、令和5年1月に千本工区を廃止する都市計画の変更を行った。